

市内で事業所を新設（設置後3年以内）した事業者の皆様、

店舗賃料（家賃）の半額を補助します。（最大6か月分）

※ 敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除きます。

対象 市内で事業所を新設(賃借)する事業者 又は 現に市内に事業所があり、追加で新たに事業所を設置(賃借)する事業者

	①	②	③
条件	① 新規職員(市民)を雇用する事業者 ※常時雇用契約、社保加入を条件とします。	② 結の街の創業支援室等より任期满了・事業拡大に伴い転出した事業者	③ 創業支援事業による支援を受けた事業者（創業セミナー等）
上限額	① 新規職員の採用人数に応じて ・5人未満の場合 50,000円以内 ・5～10人未満の場合 75,000円以内 ・10人以上の場合 100,000円以内	② 月額 50,000円以内	③ 月額 50,000円以内
期間	① 申請日の翌月から 6か月 以内	② 申請日の翌月から 6か月 以内	③ 申請日の翌月から 3か月 以内
必要書類	・浦添市産業振興補助金交付申請書(様式第1号) ・賃貸借契約書の写し ・新規職員の名簿、住民票、社保確認書類 ・その他	・浦添市産業振興補助金交付申請書(様式第1号) ・賃貸借契約書の写し ・結の街指定管理者が発行した証明書 ・その他	・浦添市産業振興補助金交付申請書(様式第1号) ・賃貸借契約書の写し ・その他

